

令和5年度熊本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	363,500戸
(2) 年 間 総 給 水 量	66,811,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	182,544m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設更新費	4,024,918千円
第6次拡張事業費	1,789,778千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	13,792,781千円
第1項 営 業 収 益	12,827,118千円
第2項 営 業 外 収 益	962,809千円
第3項 特 別 利 益	2,854千円
支 出	
第1款 水道事業費用	11,493,966千円
第1項 営 業 費 用	10,760,569千円
第2項 営 業 外 費 用	716,297千円
第3項 特 別 損 失	12,100千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,614,586千円は、減債積立金 1,105,528千円、過年度分損益勘定留保資金 5,256,434千円、当年度分損益勘定留保資金 690,540千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 562,084千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,885,849千円
第1項 企業債	1,000,000千円
第2項 補助金	32,649千円
第3項 負担金	173,200千円
第4項 加入金	480,000千円
第5項 投資有価証券収入	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	9,500,435千円
第1項 建設改良費	7,212,432千円
第2項 企業債償還金	2,078,003千円
第3項 投資	200,000千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
八景水谷水源地UPS点検整備業務委託	令和5年度～令和6年度	8,415千円
水道施設更新事業 (令和5年度建設改良費)	令和6年度	1,680,361千円
水道施設更新事業 (令和5年度建設改良費・材料費分)	令和5年度～令和6年度	32,780千円
第6次拡張事業 (令和5年度建設改良費)	令和6年度	454,235千円
施設改良事業 (令和5年度建設改良費)	令和6年度	42,948千円

事 項	期 間	限度額
施設改良事業 (令和5年度建設改良費・通信装置更新分)	令和5年度～令和7年度	108,240千円
上下水道局庁舎電話機器借上料	令和6年度～令和10年度	28,149千円
上下水道局管路情報システム機器借上料	令和5年度～令和10年度	115,170千円
上下水道局タブレット機器借上料	令和6年度～令和8年度	2,700千円
上下水道局財務会計システム サーバ機器借上料	令和6年度～令和9年度	18,708千円
上下水道台帳システム機器借上料	令和5年度～令和10年度	7,165千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設更新及び第6次拡張事業	1,000,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,831,384千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、68,937千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

熊本市長 大西 一 史